



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月12日（金） 第10405号

目次

	ページ
公 告	
○肥料の登録有効期間の更新（農政課）	2
○都市計画道路変更の県原案（都市計画課）	2
○公聴会の開催（同）	3
○都市計画道路変更の県原案（同）	4
○公聴会の開催（同）	4
正 誤	
○令和8年3月31日群馬県規則第44号（会計管理課）	5
○令和8年3月13日群馬県企業管理規程第2号（発電課）	5

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年6月12日

群馬県知事 山本 一太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10009号	混合有機質肥料	Kユーキ	窒素全量 4.0 りん酸全量 5.0 加里全量 2.0	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社welzo 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号	令和11年6月29日

館林都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和8年6月12日

群馬県知事 山本 一太

1 都市計画道路に3・5・83号熊谷邑楽線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車の線数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・5・83	熊谷邑楽線	邑楽郡千代田町大字舞木	邑楽郡邑楽町大字篠塚		約5,200m			2車線	14.5m		
			邑楽郡千代田町大字舞木	邑楽郡千代田町大字福島		約2,240m	嵩上式		14m～65m	幹線街路赤岩新福寺線と立体交差		
			邑楽郡千代田町大字福島	邑楽郡邑楽町大字篠塚		約2,960m	地表式		16m～44m	幹線街路と平面交差1箇所		

2 都市計画道路中3・3・1号南部幹線を次のように変更する。

種	名称	位置	区域	構造	備

別	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 式	車 線 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	考
幹線街路	3・3・1	南部幹線	板倉町大字下五箇字川入堤外	邑楽町大字篠塚字鶴岡	館林市近藤町字大塚	約21,730m	地表式	4車線	25m	東北縦貫自動車道と立体交差 幹線街路東部環状線と立体交差 東武鉄道伊勢崎線と立体交差 東武鉄道小泉線と立体交差 幹線街路と平面交差16箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、館林都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和8年6月12日

群馬県知事 山本 一太

- 開催期日及び場所 令和8年7月16日（木）午後2時から 館林土木事務所大会議室
- 作成しようとする都市計画の案 館林都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課、板倉町地域創生課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課及び邑楽町都市計画課において、令和8年6月12日（金）から同月26日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を含める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和8年6月26日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課、板倉町地域創生課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課、邑楽町都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

館林都市計画道路の変更（3・5・83号熊谷邑楽線の決定及びほか1路線の変更）に関する公述申出書	
年 月 日	
群馬県知事 山本 一太 あて	
令和8年6月12日付け群馬県報に登載された館林都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。	
1 公述申出人	住所 氏名
	年齢
	電話番号 職業

- 2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）
- 3 意見の要旨（別紙のとおり）

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

みどり都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和8年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画道路に3・5・13号渡良瀬幹線道路を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・13	渡良瀬幹線道路	みどり市笠懸町鹿	みどり市大間々町桐原	桐生市新里町新川	約4,070m	地表式	2車線	14.5m	幹線街路前橋笠懸道路と立体交差 上毛電気鉄道と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所	
	車線数の内訳			4車線		約650m					
				2車線		約3,420m					

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、みどり都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和8年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和8年7月9日（木）午後2時から 桐生合同庁舎2階大会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 みどり都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課、新里支所地域振興整備課及びみどり市都市建設部都市計画課において、令和8年6月12日（金）から同月26日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を守る条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和8年6月26日（金）までに

下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課、新里支所地域振興整備課、みどり市都市建設部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

みどり都市計画道路の変更（3・5・13号渡良瀬幹線道路の決定）に関する公述申出書				年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて				
令和8年6月12日付け群馬県報に登載されたみどり都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所		電話番号
		氏名	年齢	職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）			
3	意見の要旨（別紙のとおり）			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 正 誤

○規則正誤

令和8年3月31日群馬県規則第44号（群馬県財務規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第10号	2	上欄	28	調定減額戻出回議轄	調定減額戻出回議轄
	10	上欄	21	共催費	共済費
	10	上欄	35	共催費	共済費

○企業管理規程正誤

令和8年3月13日群馬県企業管理規程第2号（群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第10379号	9	上欄	10	「定期事業者検査」を「送 送自主検査」	及び定期事業者検査」を 「送送自主検査及び

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
